

だいしんホームバンキングサービス取扱規定

第1条 だいしんホームバンキングサービス

- (1) だいしんホームバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）の占有・管理するVALUX端末（インターネットに接続されたもの。以下「端末機」といいます。）等による依頼にもとづき、次の取引・照会を行う場合に利用できます。
 - ① 本サービスの利用口座として届出の依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）より、指定金額を引落しのうえ、依頼人が指定した当金庫本支店または当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）宛に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引。
 - ② 支払指定口座につき行う所定の照会。
- (2) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。
 - ① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店舗内であつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
 - ② 入金指定口座が支払指定口座と異なる等金庫本支店にある場合、もしくは当金庫以外の金融機関の本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。

第2条 振込または振替の受付等

- (1) 本サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作してください。
- (2) 前項の操作により、当金庫で受信した暗証番号、支払指定口座の支店番号、科目コードおよび口座番号（以下「口座番号等」といいます。）が、それぞれ届出の暗証番号、支払指定口座の口座番号等と一致した場合には、当金庫は、送信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した依頼内容を依頼人の端末機に返信します。
- (3) 依頼人は、前項にもとづき返信された依頼内容を確認のうえ、返信された依頼内容が正しい場合には、承認暗証番号（当金庫本支店の預金口座を入金指定口座とする場合を除きます。以下同じ。）および意思確認コードを入力のうえ当金庫宛に送信してください。
- (4) 依頼内容については、当金庫が受信した承認暗証番号と届出の承認暗証番号との一致を確認するとともに、振込・振替内容確認画面の意思確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (5) 当金庫は、前項にもとづき確定した振込・振替内容を依頼人の端末機に送信いたしますので、確認ください。なお、この通知が届かない場合には、直ちに当金庫に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、第9条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

- (6) 依頼内容が確定した場合、当金庫は確定した内容にしたがい、支払指定口座から振込金額と第5条(2)の振込手数料との合計金額または振替金額を引落しのうえ、振込または振替の手続きをいたします。
- (7) 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とします。
- (8) この取扱いによる1日あたりの振込金額または振替金額の限度は、当金庫が定める金額の範囲内において依頼人があらかじめ当金庫に対して届け出た金額の範囲内とします。また、本サービスの利用時間は、当金庫が別に定める時間内とします。
- (9) 以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。
 - ① 振込または振替時に、振込金額と第5条(2)の振込手数料との合計金額または振替金額が支払指定口座より払戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるとき。
 - ② 支払指定口座が解約済のとき。
 - ③ 依頼人から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
 - ④ 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき。
 - ⑤ 振替取引において、入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。
 - ⑥ 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき。
 - ⑦ 当金庫または金融機関の共同システム運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
 - ⑧ 当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由により取引不可能となったとき。
- (10) 振込および振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。

第3条 依頼内容の変更、組戻し

- (1) 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の訂正の手続きにより取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次項に規定する組戻し手続きにより取扱います。
 - ① 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して提出してください。この場合、本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 当金庫は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続きにより取扱います。

- ① 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。この場合、本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 当金庫は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③ 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当金庫所定の受取書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）のうえ、提出してください。この場合、本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (3) 第3条（2）の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
 - (4) 訂正依頼書または組戻依頼書等に使用された印影（または署名）と届出の印鑑（または署名鑑）とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取扱った場合、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - (5) 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。

第4条 照会

- (1) 本サービスにより照会を行う場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作してください。
- (2) 前項の操作により、当金庫で受信した暗証番号および支払指定口座の口座番号等が、届出の暗証番号および支払指定口座の口座番号等と一致した場合には、当金庫は、送信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した照会内容に対応する情報を依頼人の端末機に返信します。
- (3) 前項にもとづき当金庫が送信した情報につき、依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消をすることがあります。

第5条 手数料等

- (1) 本サービス利用期間中は、毎月当金庫所定の基本手数料をお支払いいただきます。
- (2) 本サービスにより振込をする場合には、当金庫所定の振込手数料をお支払いいただきます。
- (3) 振込取引の組戻し手続きを行った場合は、当金庫所定の組戻手数料をお支払いいただきます。

第6条 取引内容の確認

- (1) 本サービスにより取引を行った場合は、すみやかに普通預金通帳への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。

- (2) 依頼人と当金庫の間で取引内容、残高等に疑義が生じたときは、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。ただし、かかる記録内容が事実と異なることを依頼人が証明した場合にはこの限りではありません。

第7条 暗証番号等の管理

- (1) 端末機および暗証番号は、依頼人自らの責任をもって厳重に管理してください。
- (2) 端末機は、常に依頼人本人の占有・管理下に置かれるものとし、他人への貸与等を行わないでください。
- (3) 端末機、暗証番号、承認暗証番号は、申込書の記入により指定してください。また、これらの指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように厳重に管理してください。
- (4) 端末機、暗証番号等（前項に定める各種暗証番号をいいます。以下同じ。）につき、盗取もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。

第8条 免責事項

- (1) 災害事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 当金庫の責によらないコンピュータ等の障害ならびに電話・インターネットの不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が意思確認コードを受信する前に回線等の切断・障害等により取扱いが中断したと判断される場合、取扱内容をお取引店に確認してください。
- (3) この取扱いによる振込または振替依頼の受付の際に送信された暗証番号、承認暗証番号および支払指定口座の口座番号等と、届出の暗証番号、承認暗証番号および支払指定口座の口座番号等との一致を確認して取扱った場合、端末機、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、当金庫の暗証番号管理に不備があった等の特段の事由がない限り、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
ただし、端末機、暗証番号等の盗取等により不正に行われた振込等の損害である場合、個人の依頼人は第9条（1）の定めに従い補償を請求できるものとします。
- (4) 電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより依頼人の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、当金庫は、相応の安全措置を講じている限り、そのために生じた損害については、第9条に定める場合を除き、責任を負いません。
- (5) 当金庫以外の金融機関等の責に帰すべき事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第9条 暗証番号等の盗取等による不正な振込等

- (1) 端末機、暗証番号等の盗取等により行われた不正な振込については、次の各号のすべてに該当する場合、個人の依頼人は当金庫に対して当該振込にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ① 依頼人が本サービスによる不正な振込の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。
 - ② 当金庫の調査に対し、依頼人から十分なお説明をいただいていること。
 - ③ 依頼人が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、不正な振込が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを依頼人が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。）前の日以降になされた不正な振込にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。
- ただし、当該振込が行われたことについて、依頼人に重大な過失、または過失があるなどの場合には、当金庫は補てん対象額の全部または一部について補てんいたしかねる場合があります。
- (3) 第9条（1）および（2）の定めは、第9条（1）に係る当金庫への通知が、端末機、暗証番号等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な振込が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には適用されないものとします。
- (4) 第9条（2）にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補てんいたしません。
- ① 不正な振込が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合
 - イ. 依頼人の配偶者、二親等内の家族、同居の家族、その他同居人、または家事使用人によって行われた場合。
 - ロ. 依頼人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じて、またはこれに付随して不正な振込が行われた場合

第10条 届出事項の変更

- (1) 暗証番号、承認暗証番号、支払指定口座、名称、商号、住所、電話番号その他届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面により取引店に直ちに届け出てください。この届出の前に生じた損害については、第9条に定める場合を除き、当金

庫は責任を負いません。

- (2) 前項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第11条（反社会的勢力の排除）

依頼人が次の各号の一つにでも該当したときは、当金庫は依頼人に通知することにより本契約を解除することができるものとします。この場合、当金庫が、解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

1. 依頼人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有するとき
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 依頼人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為。
- (5) その他（1）から（4）に準ずる行為。

第12条（都合解約）

この取扱いは、当事者の一方の都合で書面によりいつでも解約することができます。

第13条（強制解約）

1. 依頼人が、次のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、依頼人に事前通知することなく本契約を解約することができます。

- (1) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。

- (2) 当金庫に支払うべき利用手数料およびその他の諸手数料の支払が遅延した場合。
- (3) 当金庫との取引約定に違反した場合、その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。
- (4) 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫において依頼人の所在が不明となった場合。
- (5) 支払の停止または破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立ておよび、融資の代位弁済、債務整理に伴う弁護士からの受任通知到達の場合。
- (6) 事業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき。
- (7) 電子交換所、または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- (8) 各種暗証番号の不正使用があったとき。または本サービスを不正利用したとき。
- (9) 第 11 条（反社会的勢力の排除）に定める各号の一つにでも該当したとき。
- (10) 本サービスが法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

第 14 条 届出印

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめお届出の印章（または署名）を使用してください。
- (2) 当金庫は、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、第 9 条に定める場合を除き、責任を負いません。

第 15 条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（定期性総合口座取引規定を含みます。）一般当座勘定規定ならびに当座勘定貸越約定書により取扱います。

第 16 条 サービス内容・規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には変更するものとします。
- (2) 前項の規定によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を当金庫ホームページその他相当の方法で公表し、公表の際に定める 1 カ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上